

高知大学医学部附属病院透析部規則

平成16年4月1日
規則第255号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、透析部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 透析部においては、血液透析治療を行う。

(運営委員会)

第3条 透析部の運営に関し必要な事項を審議するため、透析部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、透析部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。